

A25 原則として、医療法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設の管理者はすべて理事に加えなければならないとされています。

【解説】

例外として、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等、法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合は、理事に加えなくてもよいとされています。ただし、この場合には、都道府県知事の認可を得る必要があります。

また、病院等の管理者が管理者の職を退いたときは、理事の職も失うこととされています。ただし、定款等に反せず、社員総会で再度理事として選任された場合には、引き続き理事の職に留まることは可能です。